

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳第17回 外資による投資のネガティブリスト(2018年版)の発表  
投資分野への制限がさらに緩和

国家發展改革委員会、商務部より6月28日に公布された「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(以下「最新版ネガティブリスト」という)が、7月28日より正式に施行されます。中国全体に適用される外商投資ネガティブリストが単独文書の形で発表されたのは今回が初めてで(これまで「外商投資産業指導目録」中の外商投資参入特別管理措置とされていた)、市場参入の範囲が大幅に緩和されました。特に、自動車製造業や金融業界のさらなる開放計画についても、新しいタイムスケジュールが公表されました。今回は、これについて解説いたします。

## ◇外資への制限措置がもたらしてきた不便

世界的に知られる自動車メーカーであるB社は、数年前に対中投資計画を実行した際、当時の「外商投資産業指導目録」と自動車産業政策の規定により、合弁方式としなければならない上、外資側の持分割合が50%を超えてはならないとの制限を受けていた。このためB社では、中国の大手国有自動車メーカーを合弁パートナーに選んでいた。中国側は、政府筋との関係を生かして積極的に協力してくれた一方で、製造する車種の「現地化改良」など多くの問題をめぐる意見の不一致も絶えなかった。解決のための交渉に多くの時間がかかり、生産計画の実施が滞り、合弁会社が収益を生むまでに非常に多くの時間を費やした。

## ◇最新版ネガティブリストの内容および留意すべき点

最新版ネガティブリストは、もと63項あったものが48項に減らされ、合計22の分野で緩和措置が打ち出されました。具体的には下表の通りとなっています。

	分野	廃止・緩和された制限の内容
1	小麦、トウモロコシ以外の農作物新品種の選育種および種子生産	中国側による持分支配
2	特殊で希少な石炭類の探査、採掘	中国側による持分支配
3	グラファイトの探査、採掘	外資参入
4	レアアースの精錬、分離	合弁、提携への限定
	タングステン精錬	外資参入
5	特殊作業車、新エネルギー車の完成車製造	外資持分割合の制限(2018年廃止)
	商用車	外資持分割合の制限(2020年廃止)
	乗用車	外資持分割合の制限および合弁企業数は2社以下とする制限(2022年廃止)
6	船舶(船体ブロックを含む)設計、製造および修理	中国側による持分支配
7	幹線用航空機、支線用航空機の設計、製造および修理、3トン級以上のヘリコプターの設計および製造、地上・水面での走行に適応する飛行艇の製造およびドローン、軽飛行機の設計および製造	中国側による持分支配
8	汎用航空機の設計、製造および修理	合弁、提携への限定
9	武器、弾薬の製造	ネガティブリスト搭載
10	送電網の建設、経営	中国側による持分支配
11	鉄道幹線網の建設、経営	中国側による持分支配

12	鉄道旅客輸送業者	中国側による持分支配
13	国際海上輸送業者	合弁、提携への限定
14	国際船舶代理	中国側による持分支配
15	稲、小麦、トウモロコシの買付、卸売	外資参入
16	同一の外国投資者が30店を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから供給される、種類・ブランドの異なる製品油を販売するガソリンスタンドチェーンの建設、経営	中国側による持分支配
17	中国資本の銀行に対する出資割合	外資1社の持分割合が20%を超えてはならず、複数の外資による持分割合の合計が25%を超えてはならないとする制限
18	証券会社、証券投資基金管理業者	中国側による持分支配→外資持分割合の上限51%(2018年) 外資持分割合の制限(2021年)
19	先物取引業者	中国側による持分支配→外資持分割合の上限51%(2018年) 外資持分割合の制限(2021年)
20	生命保険会社	中国側による持分支配→外資持分割合の上限51%(2018年) 外資持分割合の制限(2021年)
21	測量・製図業者	中国側による持分支配
22	インターネット接続サービスの営業場所	外資による投資の禁止

米中両国間の貿易摩擦が深刻化する中で、中国政府が発表した自動車製造の分野を段階的に外資へ開放する方針が、最新版ネガティブリストにおいて具体的な形で示されました。

また、ネガティブリストに載っていない分野については、外国の投資者に対する参入資格の制限は設けられなくなるものの、「外資系企業に対し国内資本企業と等しく制限措置を適用する」という原則に基づき、外資系企業は依然として中国の法令で定められている当該分野の関連行政許可や参入要件を順守することが求められます。そのため、相応の許可証やライセンスを取得していなければ関連の業務活動への従事ができないという点に、十分注意する必要があります。

#### ◇日系企業の対応とアドバイス

外資制限措置の緩和は、日系企業の対中投資にとり一つの朗報となることは確かです。ただ、新たな開放政策が中国各地、各政府機関で実際にどう執行されるかは引き続き注目すべき問題であり、日系企業が国内資本企業と同等の行政許可手続きや参入要件にどのように対応するかという点も、大変重要な課題となります。

### 鴻海など輸出企業の為替差益拡大＝人民元安効果

9日付の台湾経済紙・経済日報(A1面)によると、人民元の対米ドル相場が下落している影響で、中国に生産拠点を持つ電子機器受託製造(EMS)大手の鴻海(ホンハイ)精密工業など、一部輸出企業の為替差益が拡大している。

中国事業の規模が大きい鴻海、ペガトロク(和碩聯合科技)、クアンタ・コンピュータ(広達電腦)、英業達インベンテック)、金属筐体(きょうたい)大手の可成科技(キャッチャー・テクノロジー)5社の4～6月期為替差益は、合計で100億台湾ドル(約364億円)近くに達し、同期としては過去最高を更新する見通しだ。

米中貿易摩擦の影響で、元の対米ドル相場は6月の下げ幅が単月として過去最大となる約3.2%を記録し、下落傾向は7月まで続いている。生産拠点を中国に構えるEMSなどは、顧客から米ドルで代金を得る一方、現地従業員の給与などは元で支払うため、元安が業績に有利に働いている。(台北時事)